

「大山町地域応援チケット」の取り扱いについて

以下の内容をご確認のうえ、「大山町地域応援チケット」をお取り扱いください。

第1 チケットの概要

種類・内容	「お食事券」	「共通商品券」
	飲食店が提供する、飲食・デリバリー・テイクアウト等代金の支払い	左記を含む商品又はサービス（対象外商品又はサービスは除く）代金の支払い ※医療保険又は介護保険の自己負担部分の支払いには使用できません。
1枚当たりの金額	500円	
使用期間	令和4年6月1日(水)～令和4年11月30日(水)	

(注意)「お食事券」が使用できる事業者は上記内容を取り扱う店舗のみです。

対象外事業者の「お食事券」の換金には一切応じられませんので、受け取り間違いのないようご注意ください。

第2 チケット使用時の注意事項

支払い時に町民からチケット(以下「本商品券」)を提示された際は、次の事項に注意のうえご対応ください。

注意事項	ア 「お食事券」・「共通商品券」に対してお釣りは渡せません イ 本商品券を交換・譲渡・売買・担保にすることはできません(世帯内での交換・譲渡は除く) ウ 裏面にすでに取扱事業者の名前が書いてある商品券は使用できません エ 使用期限を過ぎた本商品券を使用することはできません オ 本商品券は、下記第3に記載する使用対象外の支払いに使用できません
------	---

第3 本商品券の使用対象外の支払い

本商品券を次のお支払いに使うことはできません。

使用対象外	① 公共料金又は公租課税(町指定ごみ袋を含む) ② 換金性の高い商品(商品券、ビール券、図書カード、プリペイドカード、切手など) ③ たばこ(電子たばこなども含む) ④ 不動産の売買・賃貸など(ただし、リフォームは除く。) ⑤ 出資や債務 ⑥ 事業用取引(仕入代金の支払いなど) ⑦ 公的医療保険や公的介護保険の自己負担部分 ⑧ その他、本事業の目的に照らして不適切と認められる支払い
-------	---

第4 協賛事業者の遵守事項

協賛事業者は、(1)～(7)の事項を遵守してください。

- (1) 本事業の趣旨に賛同し、協力すること
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めること
- (3) 町民により適正に使用された本商品券の受け取りを拒まないこと
- (4) 本商品券の使用上のルールを守ること
- (5) 不正な金券(偽造、盗品等)であることが明らかな場合は受け取りを拒否するとともに町へ状況報告を行うこと
- (6) 協賛事業者であることが明確となるよう、町が配布するチラシ等を商品券使用者にわかりやすい場所に掲示すること
- (7) 業務上知り得た個人情報については、厳粛な管理を徹底し情報漏洩させないこと

第5 本商品券受け取り時の対応

支払いの際に、町民から本商品券の使用があったときは、以下の手順でお取り扱いください。

(1) 提示された商品券の確認

- ア 商品券が、不正なもの(不正に複製したもの、盗難したもの)でないかの確認
- イ 裏面に既に事業者名の記入があり、使用済の商品券でないかの確認
- ウ 使用期間(令和4年6月1日(水)から令和4年11月30日(水)まで)内かの確認

※昨年度以前のものを使用されないようご注意ください

- (2) 支払い対象が、対象外の商品サービス(使用対象外、①から⑧)でないかの確認
- (3) 受け取った商品券の裏面に、自社の事業者名を記入し、使用済み処理をする

第6 換金について

本商品券の換金については、以下のとおりとする。

(1) 換金申込書の提出

大山町地域応援チケット換金申込書兼請求書(様式第1号)に、**使用された商品券を添付して大山町役場企画課**に提出してください。

(2) 換金単位について

使用済みの「お食事券」、「共通商品券」は1枚500円で換金します。

(3) 換金額の支払いについて

- ア 支払いは、登録口座への振込をもって行います。
- イ 振込日は、大山町の公金支払日(毎月5日、15日、25日(ただし、該当日が土日祝日の場合は翌営業日))に行うものとし、公金支払日から起算して7営業日前までに提出された換金申請について、各支払日に振り込みます。

(4) 換金申請期間

令和4年6月1日(水)～**令和4年12月28日(水)**

本商品券の換金は、**期限を過ぎると申請できません**。期限内に事業者様各自のタイミングで随時申請してください。

<注意> ↓これは昨年度以前の応援券です。町民が持参されても使用されないようお願いします。
令和2年度



令和3年度



【お問い合わせ先】

大山町役場 企画課 営業企画室

所在地 〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋 328 番地

電話 0859-54-5202 FAX 0859-54-5216

メールアドレス kikaku@town.daisen.lg.jp